

2/22 朝日

## 防衛費と国債

来年度予算案の衆議院での審議が大詰めを迎えていた。戦後初めて、防衛費の問題を目的とする建設国債の発行を盛り込んだ予算案であり、「いのまほ認めれば、『借金で防衛費をまかなわな』」といふ不文律が挿入された。懲諭と戦禍から身を守る重要な教訓を授けたが故に、懲諭もないが故に、憲法の平和主義を支える重要な規定を破ることには許されないとされた。

### 矛盾あらわる答弁

海保の船艇をもつ同様に「防衛費を建設国債の発行対象外とし」と整理した（岸田首相）のだとこの。だが、海保は法律で軍事機能が否定された。憲法するかしないか、予算を個別に扱う理由とはなのない。加えて構造でないのは、両相が「（いわゆる）赤字国債やあつたものが建設国債となる」と答弁してこられた。

赤字不足を代理する赤字国債が、使途が明示されない。だから、その一部が、結果的に防衛費にも利用わたると聞いていたのだ。しかし、1947年に施行された財政法の4条は、赤字国債の発行を禁じた。それが、健全國政のためだけではなかった。

初の赤字国債を発行したとき、政府は「公債は軍事目的」であることを強調した。岸田首相が「（当時の福井平治氏は）『公債は軍事目的』と云ふ絶対に致しません」と答弁した。岸田首相が、この説明が虚偽だったと主張する

# 戦後の不文律捨てる危うさ

のだらうか。

この段落を記した。

この段落を記した。

この段落を記した。

この段落を記した。

この段落を記した。

この段落を記した。

この段落を記した。